（写）

参考資料

長野労働局
長野労収雇均0706第1号
4. 7. 6

２０２２年７月６日

長野労働局
　局長　小野寺 喜一　様

日本労働組合総連合会長野県連合会
会 長　根橋 美津人

長野県最低賃金対策委員会
委員長　山口 正巳

2022 年度最低賃金行政に関する要請書

日頃は、県政発展と勤労者をはじめ長野県民のため、様々な行政施策にご尽力いただいていることに敬意を表しますとともに、連合長野の諸活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

連合長野は、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、暮らしや仕事、将来への不安を払拭し、働くことを通じて支え合う希望と安心な社会構築に向け、雇用の維持・安定と労働条件の維持・向上、女性が就業を継続して活躍することができる環境の整備、社会的セーフティネットの整備等、県内で働く者すべての暮らしの底上げ・底支え、格差是正に全力で取り組んでいます。

わが国は、超少子高齢・人口減少という構造課題に直面する中、20 年余に及ぶデフレ経済なども相まって、不安定雇用や格差が拡大してきました。加えてコロナ禍により、非正規雇用で働く者などへのセーフティネットの脆弱性が露呈しました。近時の物価上昇の影響は、最低賃金近傍で働く者の暮らしに大きな影響を及ぼしており、その処遇改善はまさに焦眉の課題です。最低賃金近傍で働く者の多くが非正規雇用で働く者であることに鑑みれば、最低賃金制度の果たすべき役割は一層重要性を増しており、今こそ十分な機能発揮が求められています。

2021 年度改定の結果、地域別最低賃金は全国加重平均 930 円となりました。しかし、当該水準では年間 2,000 時間働いても年収 200 万円に満たず、セーフティネットとして不十分と言わざるを得ません。また、地域間格差も大きな課題であり、221 円という額差を改善しなければ、地方部から都市部への労働力の流出につながり、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白です。

今、わが国に求められているのは、雇用の安定とともに、経済・社会の活力の源となる「人への投資」です。最低賃金を引上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することは、その最も重要な要素の１つです。

以上の状況を踏まえ、最低賃金の実効性を担保すべく下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1．地域別最低賃金について

（1）地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善を目指した審議が求められている。なお、全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議に重要な役割を果たしてきた目安制度の意義を再確認した上で、公労使で議論を尽くし、最低賃金法第1条に定める目的が達せられる金額が決定されるよう審議会運営に努めること。

（2）早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。10月1日発効に向け、各小委員会の開催、および答申の日程設定においては、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかられるよう、最大限配慮すること。

2．特定（産業別）最低賃金について

（1）特定（産業別）最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。このような特定（産業別）最低賃金の意義・目的と役割を周知・徹底するとともに、公労使がその意義・目的を再認識し、必要性審議も含め、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けた審議会運営がなされるよう指導徹底すること。

（2）各専門部会での審議においては、早期発効に配慮することにあわせ、十分な審議日程の確保についても最大限配慮すること。

3．最低賃金の引き上げに向けた環境整備について

（1）中小企業・零細事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と、中小企業・小規模事業者支援策の周知・徹底について、関係部局および県・市町村行政、関係団体とも連携をはかること。

（2）業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。

4．最低賃金の周知と監督行政の強化について

（1）最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き

方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

（2）最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、地方自治体に対して指導を強化すること。

5．その他

地方最低賃金審議会においては、法制度の理解を深める場を設けるなど、法の趣旨が尊重された議論となるよう審議会運営に努めること。

以 上